

# 第5次千葉県男女共同参画計画（原案）の概要

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

本県は、少子高齢化の進展に伴い、人口減少や生産年齢人口の減少が見込まれており、さらに、令和元年房総半島台風等、頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染拡大による新たな課題にも直面している。こうした中、持続可能な活力ある社会を実現するためには、男女が互いを尊重し、ともに責任を分かち合いながら一人ひとりが個性と能力を發揮して活躍できる社会の実現を目指して引き続き取り組んでいくことが重要である。

本計画では、これまでの取組状況や、社会経済情勢の変化、県民意識調査の結果を参考に、第4次計画の一部を見直すとともに、令和3年度からの5年間の計画を策定する。

### 2 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法に基づく法定計画であり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画としても位置付ける。
- (2) 千葉県総合計画や県の関連諸計画との整合性を図る。

### 3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

### 4 男女共同参画を取り巻く千葉県の状況

- 少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少が見込まれる。
- 大規模災害や感染症拡大の影響。
- 行政に対し、子育てや介護中であっても仕事を続けられるよう支援することや、働き方の見直しを求める者が多い。
- 政策方針決定への女性の参画は依然低水準。
- 女性に対する暴力根絶への問題意識。女性の約3人に1人が配偶者から被害を受けたことがあると回答。
- 男女の平等意識において、社会全体において男性優遇と感じている人の割合は約7割と依然高い。

## 第4章 推進体制

### 1 様々な主体との連携

- (1) 県における推進体制の充実・強化
- (2) 千葉県男女共同参画センターの機能強化
- (3) 市町村との連携強化
- (4) 県民・民間団体との連携強化
- (5) 国及び各都道府県との連携・協力

### 2 計画の適正な進行管理

## 第2章 基本計画

### 〔基本理念〕

日本国憲法（個人の尊重と法の下での平等）

男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」）

### 目標

男女がともに認め合い、支え合い、元氣な千葉の実現を目指します

### 基本目標

### 基本的な課題

### 施策の方向

I あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり

1 労働場における男女共同参画の促進

2 ライフステージに応じた男女共同参画の促進

3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

II 安全・安心に暮らせる社会づくり

4 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

5 誰もが安心して暮らせる環境の整備

6 生涯を通じた健康づくりの促進

7 防災・復興における男女共同参画の促進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

8 男女共同参画への意識づくり

9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- ① ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及促進 **重点的取組(1)**
- ② 雇用の分野における男女共同参画の促進
- ③ **誰もが健康で安心して働ける環境の整備**
- ④ 農林水産業における男女共同参画の促進
- ⑤ 自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援
- ⑥ 意欲と能力を生かす再就職に向けた支援
- ⑦ 多様な働き方に対する支援

- ① 子育て・介護への支援 **重点的取組(2)**
- ② **誰もが健康で安心して働ける環境の整備**
- ③ 家庭生活における男女共同参画の促進
- ④ 地域活動における男女共同参画の促進 **重点的取組(3)**

- ① 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 **重点的取組(4)**
- ② 女性の能力發揮への支援

- ① DV・児童虐待(しつけと称する体罰含)等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援 **重点的取組(5)**
- ② 性起因する人権侵害を許さない社会環境づくり
- ③ メディアにおける女性や子どもの人権への配慮

- ① ひとり親家庭等様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ② 高齢者・障害者の自立に向けた支援
- ③ 外国人・障害者・高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

- ① 生涯を通じた男女の健康支援の推進
- ② 妊娠・出産等に関する健康支援

- ① 防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進 **重点的取組(6)**
- ② 消防・防災活動における女性の活躍促進

- ① あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進 **重点的取組(7)**
- ② 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供

- ① 学校教育・社会教育等における男女共同参画の啓発・推進
- ② 多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実

## 第3章 事業計画

### 1 重点的取組

- (1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及促進
- (2) 子育て・介護への支援
- (3) 地域活動における男女共同参画の促進
- (4) 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
- (5) DV・児童虐待(しつけと称する体罰含)等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- (6) 防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進
- (7) あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

### 2 施策の内容(主なもの)

- ワーク・ライフ・バランスの普及促進/県職場における仕事と生活の両立が可能な職場環境の整備
- 雇用の分野における女性の活躍推進/男女共同参画を推進している企業の表彰/労働相談の実施/ハラスメントの防止
- 母性保護を含めた労働安全衛生法の周知徹底/職場におけるメンタルヘルス等健康管理の推進/健康で安心して働くための法律等に関する知識の普及啓発
- 農林水産業における男女共同参画の推進
- 自営業者や起業家等に対する支援
- 女性の再就職支援/離職者等に対する支援
- 多様な働き方に関する情報提供/シニア世代の多様な働き方支援
- 子育て支援体制の整備/幼児教育に関する職員の人材育成/幼稚園における預かり保育の推進/障害のある子どもの療育支援体制の充実/結婚から妊娠・出産・子育てまでの支援/介護支援体制の整備
- 家庭生活における男女共同参画に対する支援
- 地域における男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進/市民活動への参加促進/高齢者等の地域活動への参画支援
- 県が設置する審議会等への女性登用促進/県の女性人材リストの充実/県職場・公立学校等における女性職員の登用推進/事業所、団体等における女性登用促進
- 女性の能力發揮への支援
- 暴力を許さない社会に向けた広報啓発/DV防止及び被害者支援の総合的な推進/児童虐待防止対策の総合的な推進/関係機関・団体との連携強化/犯罪被害者等の支援の充実
- 人権尊重思想の普及・高揚/青少年を取り巻く有害環境の浄化並びに福祉犯罪の取締り強化/青少年の健全育成及び非行防止・立直り支援/セクシュアルハラスメントの防止
- インターネット上の違法情報に関する取締りの強化/青少年のネット被害防止対策(ネットパトロール)の推進/情報活用能力(メディアリテラシー)の学習機会の充実
- ひとり親家庭への経済・日常生活支援/ひとり親家庭への就業支援/フリーター等若年者に対する就職支援/県営住宅における入居の優遇措置/高齢者虐待防止対策の充実/障害者虐待防止対策の充実
- 高齢者に対する相談の充実/地域における高齢者の見守りの普及・啓発/障害のある人の生活・就労等に関する相談・支援
- 外国人にも暮らしやすい多文化共生の社会づくり/外国人のDV被害者等への支援/障害者・高齢者等にも暮らしやすい社会づくり/交通安全活動の推進/バリアフリーの推進/社会生活上の困難を抱えている方への理解促進
- 一人ひとりに応じた健康づくり/子どもの医療費助成の実施/自殺対策の推進
- 母子保健体制の充実/妊娠・出産に関する正しい知識の普及・相談の充実/不妊に関する支援体制の充実/周産期母子医療体制の充実
- 防災分野への女性参画/男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興への取組のための研修/避難所における男女共同参画の促進/物資の備蓄/災害時におけるDV・性被害等の相談事業
- 災害対策コーディネーターの活動支援/地域における消防活動への参画促進
- 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進と支援/女性と男性のための相談体制の充実/市町村・民間団体等との協働とネットワークづくり
- 男女共同参画に関する調査研究と情報の収集及び提供
- 学校における男女共同参画や人権教育の啓発・推進/教育相談の充実/社会教育・家庭教育における男女共同参画についての理解促進
- キャリア教育の充実